

只見町農業集落排水事業
経営戦略

平成29年3月

福島県只見町

目 次

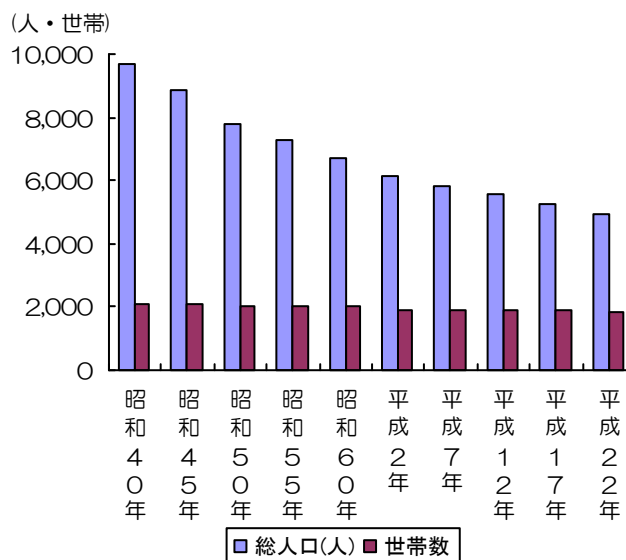
第1章	只見町農業集落排水事業の現状	1
第2章	経営の基本方針	2
第3章	投資・財政計画	3
第4章	効率化・経営健全化の取組み	4
	(1) 組織、人材、定員に関する事項	4
	(2) 加入促進への取組み	4
	(3) 広域化に関する事項	5
	(4) 不明水対策の推進	5
	(5) 使用料、その他の収入に関する事項	5
	(6) 公営企業の経営に関する事項	6
	(7) 情報公開に関する事項	7
	(8) その他重点事項	7
	様式第2号「投資・財政計画」	8

第1章 只見町農業集落排水事業の現状

只見町の総人口は昭和40年以降一貫して減少しており、昭和40年から平成22年にかけて約半減しています。世帯数は、昭和40年から平成22年にかけて約1割の減少と若干の減少にとどまっており、今後もこの傾向が続くと考えられます。

■総人口・世帯数の推移（長期）

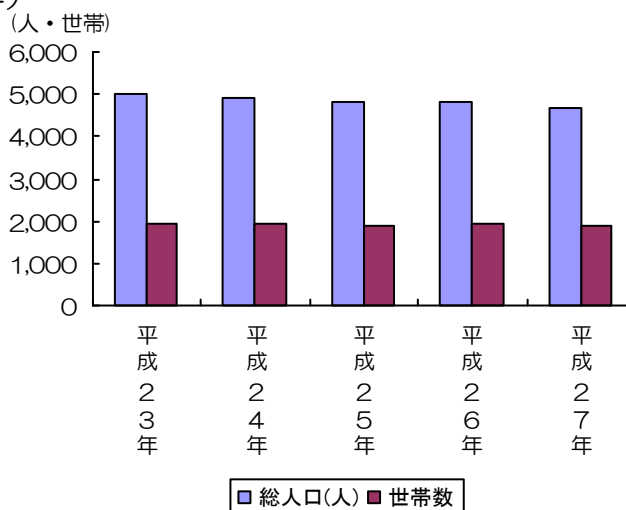
	総人口(人)	世帯数
昭和40年	9,661	2,080
昭和45年	8,838	2,107
昭和50年	7,759	2,031
昭和55年	7,271	2,021
昭和60年	6,731	2,054
平成2年	6,170	1,923
平成7年	5,804	1,929
平成12年	5,557	1,929
平成17年	5,284	1,915
平成22年	4,932	1,851



出典：国勢調査

■総人口・世帯数の推移（直近5年）

	総人口(人)	世帯数
平成23年	5,002	1,956
平成24年	4,921	1,932
平成25年	4,821	1,902
平成26年	4,801	1,915
平成27年	4,670	1,895



出典：住民基本台帳、平成25年まで各年3月31日現在、以降各年1月1日現在

只見町では、農業振興地域における水質汚濁による農業被害の解消等を図るため、農業集落排水施設の整備が実施されています。

平成 7 年採択の梁取地区を皮切りに、平成 15 年採択の只見地区までの 6 地区が供用しています。さらに平成 19 年から資源循環型社会（農業）の拠点施設として農業集落排水施設から発生する資源（汚泥）を有効活用するために、資源リサイクルセンター（汚泥発酵肥料生産施設）を稼働しています。

今後は、町内の農業集落排水施設の老朽化が急速に進むことにより維持管理費の増加が予想されます。そのため、既存施設の長寿命化や、維持管理費を含むライフサイクルコストの低減、予算の最適化、安全性の確保、施設機能の健全化を図ることがますます重要となります。

平成 26 年度に実施した各施設の機能診断結果に基づき、農業集落排水施設の時系列的な状態把握を行い、想定される複数の対策シナリオについて同時並行的に分析し、劣化等の進行状況を予測しながら、新築、改築、改修を含めた適切な維持管理等に努め、各施設の長寿命化を図っていきます。

農業集落排水施設の整備状況

処理区名	人口(人)	戸数(戸)	管路延長(km)	採択年度	完了年度
八木沢	400	135	4.924	H9	H14
只見	2,830	573	15.857	H15	H20
西朝日	1,850	460	16.362	H8	H14
長浜	420	83	3.388	H12	H18
明和	1,210	317	12.250	H11	H16
梁取	259	69	3.194	H7	H9
合計	6,969	1,637	55.975		

管路施設の管理状況は、必要に応じて点検・清掃を実施するとともに、中継ポンプ施設の定期的な保守点検を行い、常時施設の機能が最大限発揮できるよう維持管理を実施しています。

汚水処理施設の管理状況は、定期的な保守や法令に基づいた水質検査、汚泥の引き抜きを実施するとともに、随時機器修繕を行い、処理能力が著しく低下しないように維持管理を実施しています。

第2章 経営の基本方針

只見町では、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えています。河川等の水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するため、農業集落排水事業の健全な経営に努めてまいります。

平成 26 年度に施設の機能診断調査を実施し、平成 27 年度最適整備構想を策定し

ました。

これらの診断結果及び構想を基に、農業集落排水施設の老朽化した設備更新の検討、人口減少に伴う処理可能能力の余剰分を見越した施設の統合など、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を計画期間とし、今後の農業集落排水事業を効率的かつ健全に運営するため本計画を策定します。

第 3 章 投資・財政計画

別紙「投資・財政計画」参照

(1) 投資についての説明

新たな整備は行わず、平成 30 年度から既存施設の統廃合及び機能強化を行う予定です。

(2) 財源についての説明

○収益的収入

集落排水事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。そのうち使用料収益については、すでに施設整備が終了していることから、大幅な接続人口の増加が見込めないことや、今後の人口減少による減収はさけられないものと考えておりますが、定期的に接続の低い地区を中心に加入に対する理解と協力を働きかけ、引き続き啓蒙活動を行い接続率の向上を図ります。

使用料については、平成 22 年 10 月の改定以降、消費税増税の転嫁を見送り、現在の料金水準を維持してきました。

今後も安定的な事業を継続していくためには、収入の根幹をなす使用料を見直す必要があり、消費税率改定時を目途に使用料の改定を進めていきます。

一般会計補助金については、公営企業の原則である独立採算の考えのもと、国が示す繰出基準に基づいて必要額を算出し、収支の均衡を図るための基準外繰入は行わないこととしています。

○資本的収入

平成 30 年度からは、既存施設の統廃合及び機能強化を行っていく計画です。その資本的支出（投資）に係る財源については、農林水産省の「農山漁村地域整備交付金事業」による国庫補助金を事業費の 1/2 程度見込んでいるほか、残りを企業債等の借入により財源確保していく予定です。

(3) 投資・財政計画の前提条件

収益的収支計画については、平成 26 年度までの実績と併せて、平成 27 年度の収支決算も考慮し算定しています。

使用料収益では、将来の水需要に基づくものとなっています。

支出においては、人件費や物件費等の物価上昇は見込まず、現状の水準で推移するものとし、修繕費については平成 26 年度までの実績をベースとしながら、緊急的な修繕に備えた費用を加算しています。

資本的収支については、計画的に施設の統廃合及び機能強化を進めるとともに、建設改良費の平準化を考えた投資計画としています。

なお、経営状況等の変化に対応するため、随時フォローアップを行い、三年を目途に見直しを行います。

第4章 効率化・経営健全化の取組み

(1) 組織、人材、定員に関する事項

○組織・機構・人員の適正化

事業規模や業務内容を常に把握し、組織形態や職員数と業務量との整合性を図っていきます。

また、慣例にとらわれず業務内容や手法を見直し、効率化を図ります。

- ・簡易水道との管理部門を統合して、組織一体となって運営を行い、経費の削減を図らなければなりません。
- ・施設維持管理業務の民間への委託等により、今後も組織の効率化と経費の削減を図っていきます。
- ・従前から事務・事業の合理化に取り組んできましたが、今後も業務改善や更なる民間委託の推進などにより、組織の効率化を進めていきます。
- ・「只見町定員管理計画」に基づき、職員の適正な定員管理を推進します。

○職員研修の充実

地方公営企業法の全部適用を見据えながら、在籍する職員に各種研修への積極的な参加を促し、事業に係る専門知識の習得や、経営感覚の向上を図ることで専門職員の育成、資質の向上に努めます。

(2) 加入促進への取組み

○効率的な普及促進

接続対象世帯への戸別訪問を実施し、その結果を踏まえ接続できない理由の分析等を行い、今後の普及促進へ反映していきます。

(3) 広域化に関する事項

人口減少等が進み使用料収入の大幅な増加は見込めない中、今後、老朽化した管渠や各地区に有する処理施設の維持管理費が大きな負担となり、現在の施設を維持していくことは困難となることが予想されます。

したがって、処理区域ごとにある処理場の統廃合についても協議、検討を行いながら、効率的な施設運営を目指します。

(4) 不明水対策の推進

不明水は経営の悪化の原因になるとともに、処理機能の低下などへの影響が懸念されるため、不明水の多い処理区から優先して現地調査を行います。

また、調査結果に基づいて、不明水の分析を行い、費用対効果を総合的に判断したうえで効率的な不明水対策を実施します。

○施設・設備等の包括的委託

処理場やマンホール形式ポンプ等の施設に係る管理業務等については民間企業に委託していますが、今後、これらの機器の修繕や更新時期について分析・取りまとめを含めた、包括的な委託によるコスト縮減の可能性を検討します。

(5) 使用料、その他の収入に関する事項

農業集落排水施設使用料は、公営企業として独立採算性の原則のもとに決定されることとなっています。運営に伴う経費については、汚水処理にかかる経費を利用者からの使用料で負担することとされています。

本町の農業集落排水施設使用料は、平成 22 年度に改定を行って以来、現行の使用料で運営しています。

農業集落排水施設使用料収入及び使用料単価

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
有収水量(m ³)	277,274	335,098	401,003	424,447	416,703	382,750	399,365	407,223	412,896	415,522
使用料収入(千円)	44,667	48,260	60,872	67,248	53,665	75,443	82,647	81,952	82,669	82,035
使用単価(円/m ³)	161	144	152	158	129	197	207	201	200	197

* 使用料単価＝料金収入／有収水量

汚水処理原価及び経費回収率

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
汚水処理費(千円)	37,327	65,135	74,810	82,867	88,754	75,693	83,997	86,230	87,616	93,220
汚水処理原価(円/m ³)	135	194	187	195	213	198	210	212	212	224
経費回収率(%)	120	74	81	81	60	100	98	95	94	88

* 汚水処理費＝維持管理費＋資本費のうち汚水処理費相当分

* 汚水処理原価＝汚水処理費／有収水量

* 経費回収率＝使用料単価／汚水処理原価

農業集落排水施設使用料（現行）＊税込み

月額基本料 2, 200円（基本汚水量 10 m³／月を含む。）

超過料金 220円（汚水量 11 m³／月以上に加算。）

農業集落排水施設使用料の算定方法は次のとおりです。

- ① 町簡易水道のみを使用している場合は、その使用水量を汚水量とする。
- ② 集落営水道や井戸水など、水源を併用している場合は、世帯員 1 人につき 3 m³／月を、(1)に加算した水量を汚水量とする。
- ③ 町簡易水道以外の水源のみを使用している場合は、世帯員 1 人につき 6 m³を汚水量とする。

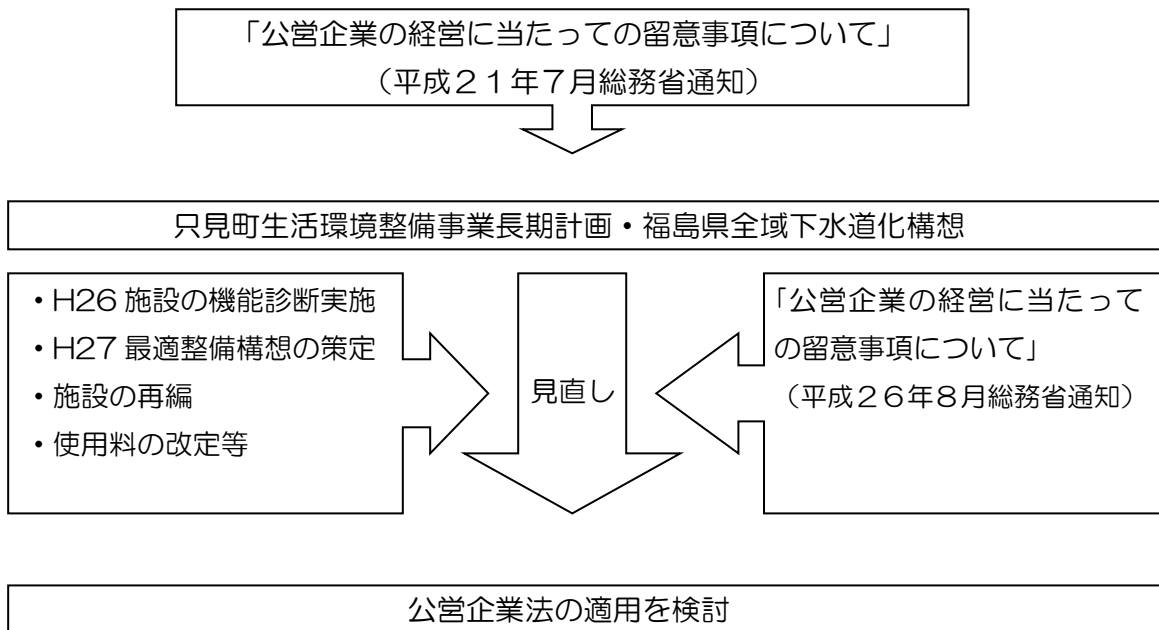
この事業の継続には、常に投資と財源のバランスを考える必要があります。今後、更なるコスト低減を行うことは当然ですが、唯一の財源となる使用料の適正化に努め、町民及び利用者の理解も得ながら適切な時期に使用料の改定の実施を検討していきます。

(6) 公営企業の経営に関する事項

平成 26 年 8 月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、地方公営企業法の適用に向けたロードマップが示されました。

このロードマップにおいて、平成 32 年 4 月に法制化を検討するため、平成 27 年度から平成 31 年度までを集中取組み期間とし、人口 3 万人以上の団体については、期間内に公営企業会計へ移行すべきものとされています。平成 27 年 1 月には、「公営企業会計の適用」について総務省より要請がありました。

本町においても安定した農業集落排水事業経営の実現を図り、持続的なサービスを提供していくために、公営企業法の適用を検討します。



(7) 情報公開に関する事項

これまでも町の広報紙（誌）やホームページを活用して、利用者へ適宜情報を提供してきました。

今後はさらに提供する情報を精査し、事業概要や業務予定量等についても分かりやすく提供し、本事業経営について利用者の理解が十分得られるようにしていきます。

(8) その他重要事項

本事業は、人口減少や施設建設から維持管理へシフトし、大きな方向転換を迎えます。財政事情も厳しさを増していきますので、限られた予算を効率的に配分し、無駄なく確実に執行していくためには、計画や組織体制などを綿密に整備し進めていくことが極めて重要になります。

そのため、実施したことをしっかり分析し、次のステップへ確実に反映させることが求められ、PDCA サイクルを利活用した事業推進に努めます。

また、国や県に対して、維持修繕費の助成制度創設や低コスト型農業集落排水施設支援事業の補助金の増額及び補助対象の拡大等について、今後も粘り強く要望していきます。

さらに、防災対策や危機管理体制の強化について、今後も庁内関連部署や関連民間事業者との連携を密にして取り組んでいきます。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度											
		前年度 [決算]	本年度 [予算]	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	139,162	142,455	133,855	130,814	141,194	136,886	134,191	130,603	127,589	124,256	121,105	117,372
	(1) 営 業 収 益 (B)	82,935	80,231	80,377	79,266	102,066	100,547	99,791	98,151	97,125	95,813	94,695	92,806
	ア 料 金 収 入	82,035	80,081	80,077	79,116	101,616	100,397	99,191	98,001	96,825	95,663	94,545	92,656
	イ 受 託 工 事 の 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	900	150	300	150	450	150	600	150	300	150	150	150
	(2) 営 業 外 収 益	56,227	62,224	53,478	51,548	39,128	36,339	34,400	32,452	30,464	28,443	26,410	24,566
	ア 他 会 計 繰 入 金	46,226	44,281	44,129	40,770	39,128	36,339	34,400	32,452	30,464	28,443	26,410	24,566
	イ そ の 他	10,001	17,943	9,349	10,778	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	138,606	142,094	133,549	130,990	128,548	126,309	124,370	121,922	119,934	117,913	115,880	114,127
	(1) 営 業 費 用	102,641	108,785	102,800	102,800	102,800	102,550	102,550	102,050	102,050	102,050	102,050	102,050
	ア 職 員 給 与 費	8,426	8,784	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
	ウ ち 退 職 手 当	1,013	1,067	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	イ そ の 他	94,215	100,001	94,000	94,000	94,000	93,750	93,750	93,250	93,250	93,250	93,250	93,250
	(2) 営 業 外 費 用	35,965	33,309	30,749	28,190	25,748	23,759	21,820	19,872	17,884	15,863	13,830	12,077
ア 支 払 利 息	35,965	33,309	30,749	28,190	25,748	23,759	21,820	19,872	17,884	15,863	13,830	12,077	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	556	361	306	△ 176	12,646	10,577	9,821	8,681	7,655	6,343	5,225	3,245	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	188,277	154,236	147,873	145,433	255,955	158,715	101,424	203,373	210,360	106,641	207,122	212,655
	(1) 地 方 債	0	0	1,500	0	70,500	25,000	0	47,000	48,500	0	47,000	48,500
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	178,372	153,786	142,423	144,983	105,505	103,265	100,974	102,923	104,910	106,191	106,672	107,205
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	7,000	0	3,500	0	79,500	30,000	0	53,000	56,500	0	53,000	56,500
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他	2,905	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
	2 資 本 的 支 出 (G)	188,166	153,786	147,423	144,983	255,505	158,265	100,974	202,923	209,910	106,191	206,672	211,139
	(1) 建 設 改 良 費	37,195	7,040	5,000	0	150,000	55,000	0	100,000	105,000	0	100,000	105,000
	ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	150,971	146,746	142,423	144,983	105,505	103,265	100,974	102,923	104,910	106,191	106,672	106,139
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	111	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450	1,516	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	667	811	756	274	13,096	11,027	10,271	9,131	8,105	6,793	5,675	4,761	
積 立 金 (K)	120	1,300	800	300	13,000	11,100	10,200	9,200	8,100	6,800	5,600	4,790	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	18	565	76	32	6	102	29	100	31	36	29	104	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	565	76	32	6	102	29	100	31	36	29	104	75	

区 分	年 度											
	前年度 [決算]	本年度 [予算]	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
翌年度へ繰り越すべき財源(O)	565	76	32	6	102	29	100	31	36	29	104	75
実質収支黒字(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤字(Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	48.06	49.32	48.50	47.40	60.33	59.63	59.55	58.09	56.75	55.45	54.42	53.29
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額(R)												
営業収益－受託工事収益(B)-(C)(S)	82,935	80,231	80,377	79,266	102,066	100,547	99,791	98,151	97,125	95,813	94,695	92,806
地方財政法による資金不足の比率((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消叶資金不足額(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高(W)												
地方債残高(X)	1,798,198	1,651,452	1,510,529	1,365,546	1,330,541	1,252,276	1,151,302	1,095,379	1,038,969	932,778	873,106	815,467

○他会計繰越金

(単位:千円)

区 分	年 度											
	前年度 [決算]	本年度 [予算]	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支分	46,226	44,281	44,129	40,770	39,128	36,339	34,400	32,452	30,464	28,443	26,410	26,410
うち基準内繰入金	45,385	43,405	43,329	39,970	38,328	35,539	33,600	31,652	29,664	27,643	25,610	25,610
うち基準外繰入金	841	876	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
資本的収支分	178,372	153,786	142,423	144,983	105,505	103,265	100,974	102,923	104,910	106,191	106,672	106,672
うち基準内繰入金	150,971	147,986	142,423	144,983	105,505	103,265	100,974	102,923	104,910	106,191	106,672	106,672
うち基準外繰入金	27,401	5,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	224,598	198,067	186,552	185,753	144,633	139,604	135,374	135,375	135,374	134,634	133,082	133,082

経営戦略確認リスト(下水道事業)

団体コード	073679
都道府県名	福島県
団体名	只見町

事業名	下水道事業(農業集落排水施設:法非適用)
会計名	只見町集落排水事業特別会計
計画名	只見町農業集落排水事業経営戦略

策定した計画について、留意事項通知、経営戦略策定ガイドライン、経営戦略ひな型様式を踏まえ、以下の項目・事項例の該当の有無を確認し、「確認欄」で該当がある場合は「○」、該当がない場合は「×」をそれぞれ選択。

項目番号	項目		確認欄	該当箇所等	
1	必須項目	企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものである	○	P1: 第1章只見町農業集落排水事業の現状	
2		(1)計画期間が10年以上となっている	○	計画期間: 10年	
		(2)やむを得ず10年未満とする場合、理由について議会・住民に説明されている			
3		(1)計画期間内に収支均衡となっている	○		
		(2)収支均衡となっていない場合でも収支ギャップの解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールについて記載がある			
4		議会・住民に対して公開されている	○	3月議会で常任委員会に報告予定 平成29年3月末ホームページに掲載予定	
5	効率化・経営健全化のための取組方針が示されている	○	P2: ~第2章経営の基本方針		
6	進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方について記載がある	○	P4: (3)投資・財政計画の前提条件		
7	投資についての説明	た収つて計画の反映した定取に組当	投資の目標に関する事項について記載がある	○	P2: 第2章経営の基本方針
8		考に今後状況の検討	管渠、処理場等の建設・更新に関する事項について記載がある	○	P2: 第1章只見町農業集落排水事業の現状の後半
9			広域化・共同化・最適化に関する事項について記載がある	○	P5: (3)広域化に関する事項
10			投資の平準化に関する事項について記載がある	○	P3: (3)投資・財政計画の前提条件
11			民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)について記載がある	○	P4: ○組織、人材、定員に関する事項
12			防災・安全対策に関する事項について記載がある	○	P7: (8)その他重要事項の下段
13			その他の投資に関する事項について記載がある	○	P4: (3)投資・財政計画の前提条件
14			広域化・共同化・最適化に関する事項について記載がある	○	P5: (3)投資・財政計画の前提条件
15			投資の平準化に関する事項について記載がある	○	P4: (3)投資・財政計画の前提条件
16			民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)について記載がある	○	P4: ○組織、人材、定員に関する事項
17		その他の投資に関する事項について記載がある	○	P7: (8)その他重要事項の下段	
18	財源についての説明	当収つて画組の反映したに	財源の目標に関する事項について記載がある	○	P3: (2)財源についての説明
19		討方の財今状況の検討	使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項について記載がある	○	P6: (5)使用料、その他の収入に関する事項の中段
20			企業債に関する事項について記載がある	○	P3: (6)公営企業の経営に関する事項
21			繰入金に関する事項について記載がある	○	P3: ○収益的収入
22			資産の有効活用に関する事項について記載がある	×	
23			その他の財源に関する事項について記載がある	○	P3: ○資本的収入
24			使用料の見直しに関する事項について記載がある	○	P3: ○収益的収入
25			資産活用による収入増加の取組について記載がある	×	
26		その他の財源に関する事項について記載がある	○	P7: (8)その他重要事項の下段	
27	に投資以外の説明費	た反た定画収取映つにの支組して当策計	民間の活力の活用に関する事項(民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)について記載がある	○	P5: ○施設・設備等の包括的委託
28		討方のつ経投今状況の検討	職員給与費、動力費、薬品費、修繕費、委託費に関する事項について記載がある	○	P4: ○組織、人材、定員に関する事項
29			その他の投資以外の経費に関する事項について記載がある	○	P4: ○施設・設備等の包括的委託
30			民間の活力の活用に関する事項(民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)について記載がある	○	P4: ○組織、人材、定員に関する事項
31			職員給与費、動力費、薬品費、修繕費、委託費に関する事項について記載がある	○	P4: ○組織、人材、定員に関する事項
32		その他の投資以外の経費に関する事項について記載がある	○	P5: (8)その他重要事項	

※「該当箇所等」欄には、経営戦略中の該当する記載のある箇所を「○○ページ○○行目」のように記載。

なお、項目2については、「計画期間」を記載すること。また、やむを得ず10年未満とする場合にはその理由について「該当箇所等」に記載すること。

項目4については、議会での報告の方法及び報告の時期並びに住民との具体的な情報共有の方法を記載すること。

担当課名	環境整備課
担当者名	渡部 信安
メールアドレス	seikatsu @town.tadami.lg.jp